

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成30年7月26日(2018.7.26)

【公表番号】特表2017-517183(P2017-517183A)

【公表日】平成29年6月22日(2017.6.22)

【年通号数】公開・登録公報2017-023

【出願番号】特願2016-562240(P2016-562240)

【国際特許分類】

H 04 W	72/08	(2009.01)
H 04 J	1/00	(2006.01)
H 04 L	27/26	(2006.01)
H 04 W	88/10	(2009.01)
H 04 W	72/04	(2009.01)
H 04 W	16/14	(2009.01)

【F I】

H 04 W	72/08	1 1 0
H 04 J	1/00	
H 04 L	27/26	3 0 0
H 04 W	88/10	
H 04 W	72/04	1 3 2
H 04 W	16/14	

【手続補正書】

【提出日】平成30年6月13日(2018.6.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第2の無線アクセス技術(RAT)と共有される通信媒体上で第1のRATの動作チャネルを管理するための装置によって行われる方法であつて、

前記第1のRATの現在の動作チャネルに関する1つまたは複数のチャネル測定報告を複数のアクセス端末の各々から受信するステップと、

前記チャネル測定報告に基づいて、前記現在の動作チャネルに関するチャネル品質基準を決定するステップと、

チャネル走査をトリガするステップと、

前記チャネル走査に基づいて、新しい動作チャネルを選択するステップと
を含み、

前記チャネル走査は、前記チャネル品質基準が前記アクセス端末のしきい値数または比率に対して不十分なサービスを示すことに応じて、トリガされる、方法。

【請求項2】

前記不十分なサービスが、サービスレベルしきい値を下回るサービスレベルに対応する、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記サービスレベルしきい値が所定の最低サービスレベルに対応する、請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記サービスレベルしきい値が、(i)第1のRATシグナリングに基づいて予想されるサービスレベル、および(ii)オフセット値から導出された動的な最低サービスレベルに対応する、請求項2に記載の方法。

【請求項5】

前記アクセス端末の前記しきい値数または比率を動的に設定するステップをさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項6】

前記アクセス端末の前記しきい値数または比率が2つ以上のアクセス端末である、請求項1に記載の方法。

【請求項7】

前記チャネル走査を前記トリガするステップが、前記チャネル品質基準がしきい値時間量に対して前記不十分なサービスを示すことにさらに応答する、請求項1に記載の方法。

【請求項8】

前記アクセス端末の間欠受信(DRX)構成に基づいて、前記しきい値時間量を設定するステップをさらに含む、請求項7に記載の方法。

【請求項9】

前記チャネル品質基準を前記決定するステップが、前記チャネル測定報告からの、チャネル品質インジケータ(CQI)、パケットエラーレート(PER)、変調およびコーディング方式(MCS)、またはそれらの組合せに基づく、請求項1に記載の方法。

【請求項10】

前記新しい動作チャネルが前記現在の動作チャネルとは異なる、請求項1に記載の方法。

【請求項11】

前記新しい動作チャネルが前記現在の動作チャネルと同じである、請求項1に記載の方法。

【請求項12】

前記第1のRATがロングタームエボリューション(LTE)技術を含み、
前記第2のRATがWi-Fi技術を含み、
前記動作チャネルが、免許不要周波数帯域内のチャネルを含む
請求項1に記載の方法。

【請求項13】

第2の無線アクセス技術(RAT)と共有される通信媒体上で第1のRATの動作チャネルを管理するための装置であって、

前記第1のRATの現在の動作チャネルに関する1つまたは複数のチャネル測定報告を複数のアクセス端末の各自から受信するための手段と、

前記チャネル測定報告に基づいて、前記現在の動作チャネルに関するチャネル品質基準を決定するための手段と、

チャネル走査をトリガするための手段と、

前記チャネル走査に基づいて、新しい動作チャネルを選択するための手段と
を含み、

前記チャネル走査をトリガするための手段が、前記チャネル品質基準が前記アクセス端末のしきい値数または比率に対して不十分なサービスを示すことに応じて、チャネル走査をトリガするように構成される、装置。

【請求項14】

前記不十分なサービスが、サービスレベルしきい値を下回るサービスレベルに対応する、または、

前記チャネル品質基準を前記決定するための手段が、前記チャネル測定報告からの、チャネル品質インジケータ(CQI)、パケットエラーレート(PER)、変調およびコーディング方式(MCS)、またはそれらの組合せに基づいて、前記チャネル品質基準を決定するための手段を含む、請求項13に記載の装置。

【請求項 15】

プロセッサによって実行されると、前記プロセッサに、第2の無線アクセス技術(RAT)と共有される通信媒体上で第1のRATの動作チャネルを管理するための動作を実行させるコードを含むコンピュータ可読記憶媒体であって、請求項1から12のいずれか一項に記載の方法を実行するためのコードを含む、コンピュータ可読記憶媒体。